

第3章 緊急事態応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

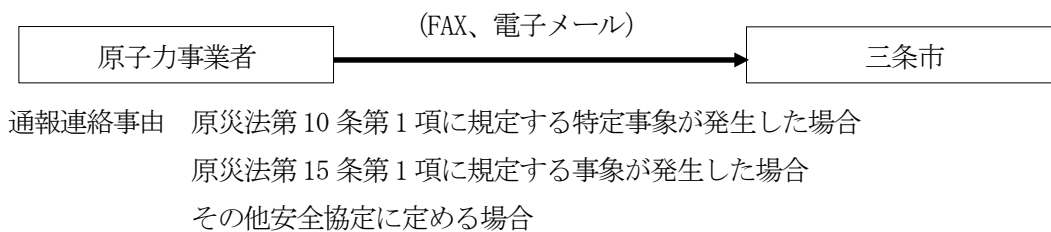
1 方針

市、県及び防災関係機関は、原子力災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行うものとする。

2 発電所の異常に関する通報・連絡

原子力事業者は、発電所の設備等の異常又は発電所周辺で自然災害が発生したときは、原子力関係法令及び安全協定に基づき、国、県、県内市町村及びその他関係機関等に通報・連絡する。

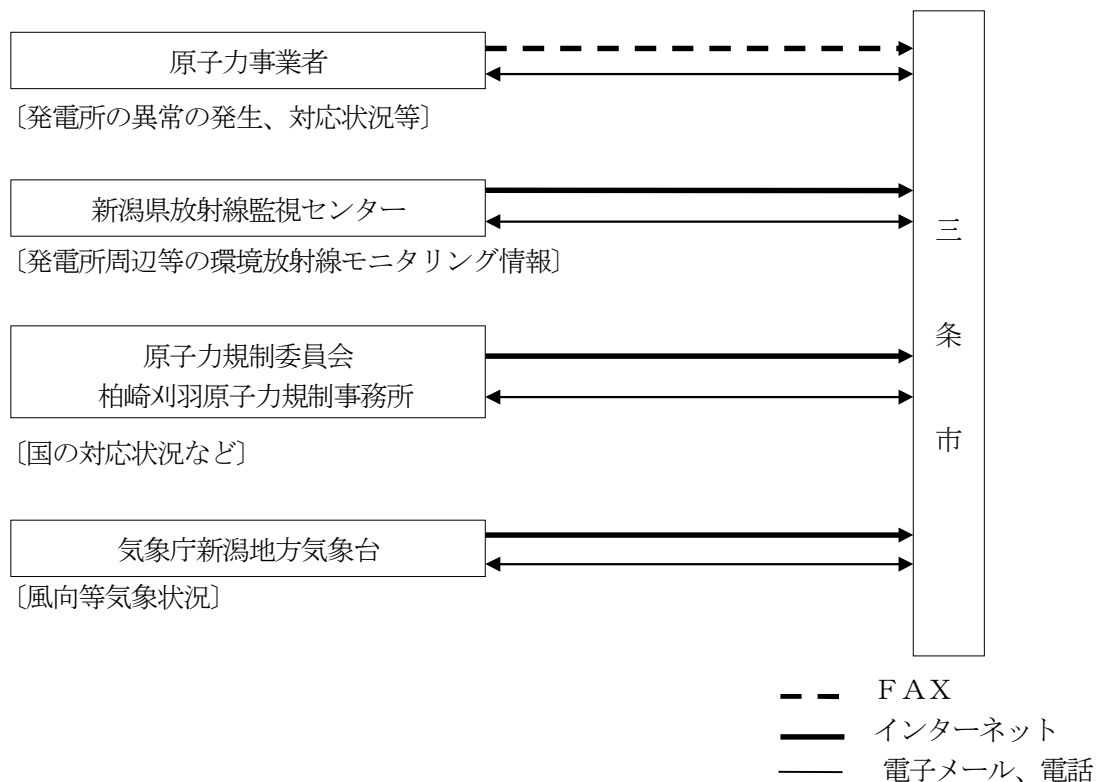
原子力事業者は最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に国、県、県内市町村及びその他関係機関等に連絡する。



3 応急対策のための情報収集等

(1) 情報収集経路

市は、原子力事業者からの連絡を受けたときは、応急対策のための情報収集を行うとともに、その連絡内容に応じて本章第2節「活動体制の確立」に定める警戒体制等に入る。



(2) 特定事象発生後の情報収集

市は、県の災害対策本部、原子力規制委員会の現地対策本部が設置されたときは、各本部と連携を密にして情報収集を行うものとする。

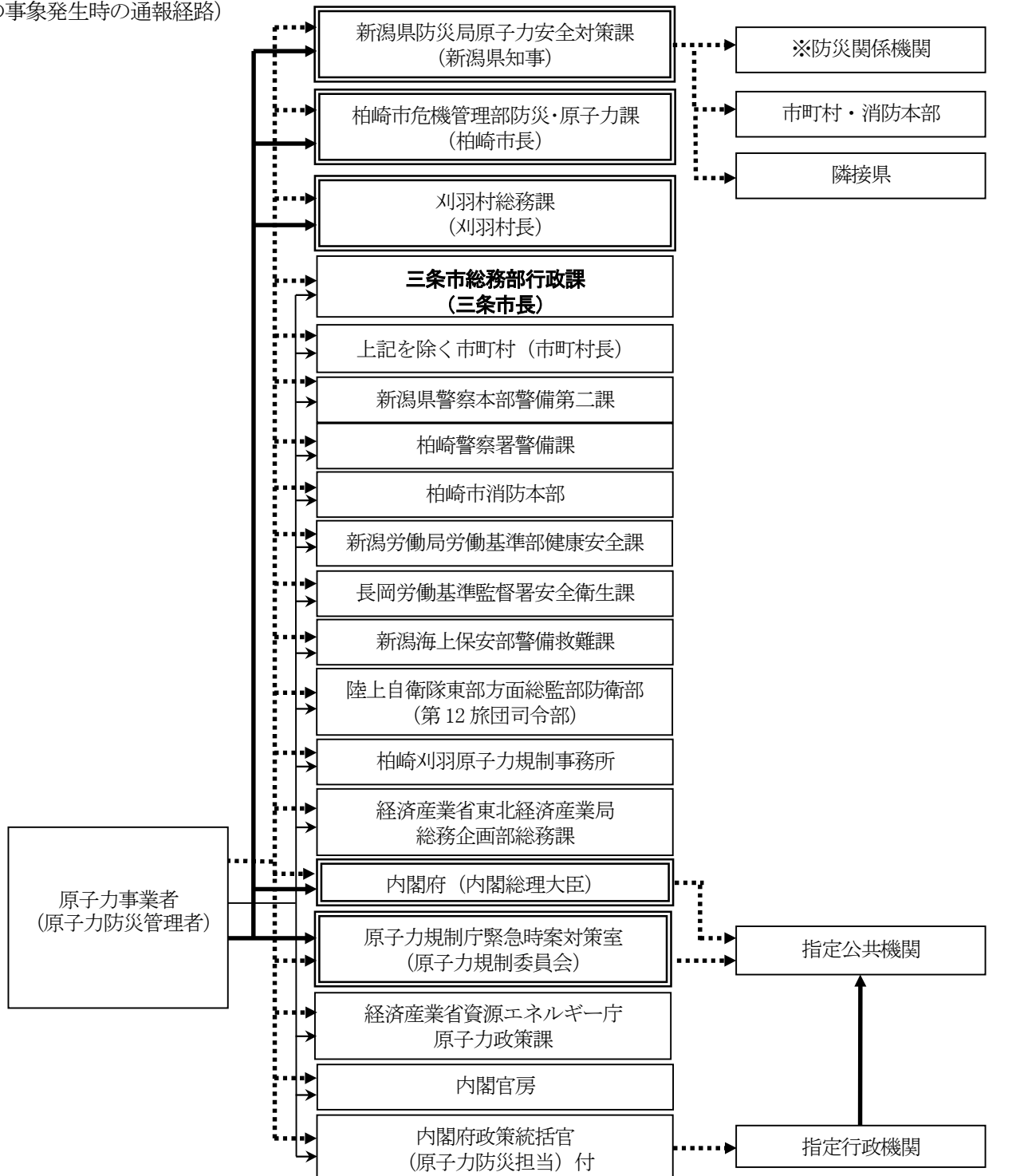
[県本部等が設置される場合]

県は、原災法第10条第1項に定める特定事象発生の通報が原子力事業者からあったとき、同法第15条に定める原子力緊急事態宣言の発令基準に達したとき等は、県原子力災害対策本部を県庁危機管理センターに設置するとともに県原子力災害現地対策本部を柏崎刈羽原子力防災センターに設置する。

また、原子力規制委員会は、原子力緊急事態宣言を発令したときは、内閣府と連携し、官邸に原子力災害対策本部を設置するとともに、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター：新潟県においては、柏崎刈羽原子力防災センター）に原子力災害現地対策本部を設置する。

【参考】

原災法第10条第1項、東京電力ホールディングス(株)と市町村との安全協定に基づく通報経路(発電所内での事象発生時の通報経路)



- : 原災法第10条第1項に基づく連絡先
- : FAXによる送信 (FAXが使えない場合、衛星電話等による連絡)
- : 電話による FAX 着信の確認
- : 電話等による連絡
- ※防災関係機関 : 第1章第5節に掲げる「指定地方行政機関」・「自衛隊」・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

3 一般回線が使用できない場合の対処

市は、災害時の通信状況の混雑により、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

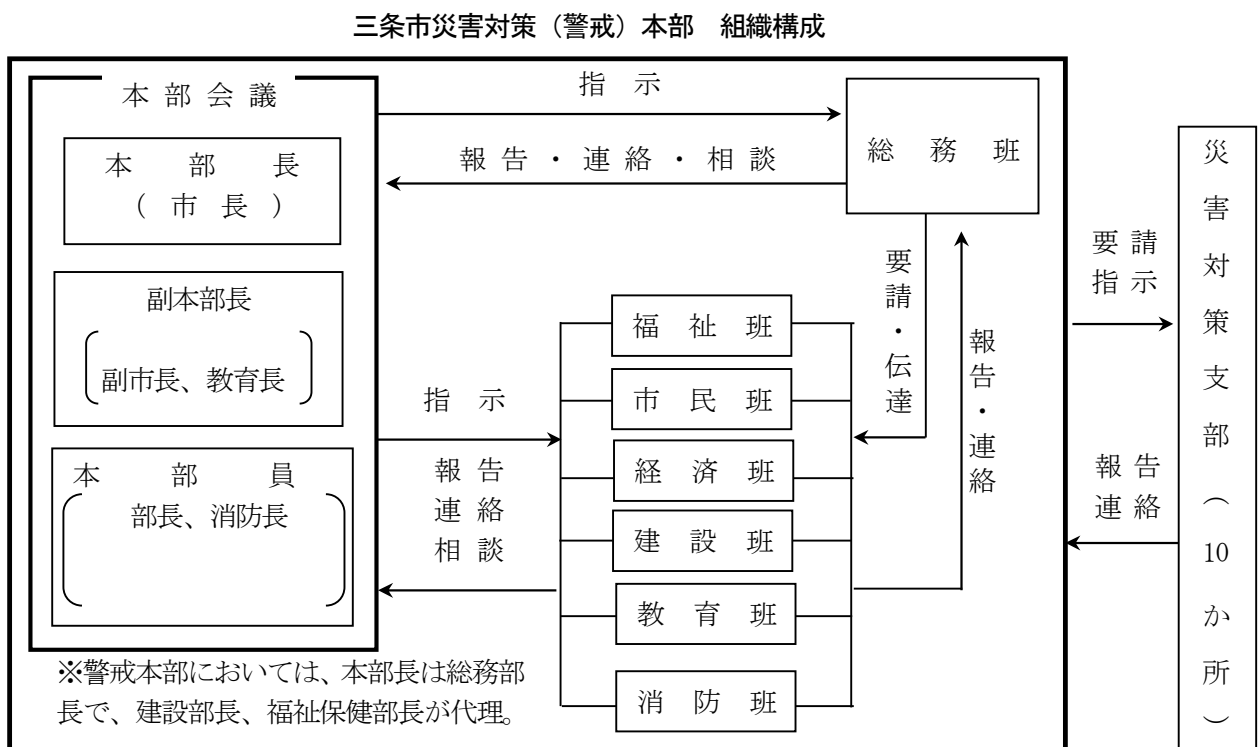
第 2 節 活動体制の確立

1 方針

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は災害警戒本部を設置する。

また、市は、災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、適切に対応するものとする。

2 防災体制組織図



3 災害対策本部等の設置基準

原子力災害は、原因となる発電所の事故状況や、放射性物資の拡散に影響を与える気象状況が時々刻々と変化することに加え、他の災害と異なり、放射線を五感で感じることができないという特殊性があることから、災害状況の把握や対応に時間を要するおそれがある。早期に活動体制を確立し災害対応にあたるために、次のとおり市の災害対策本部等の設置基準を設ける。あわせて配備要員を定める。

災害対策本部等設置基準	配備要員
<p>1 安全協定に基づく異常時の連絡があったとき（第2次、第3次配備基準に該当する場合又は軽易な事由に係る連絡の場合を除く。）</p> <p>2 その他市長が必要と認めるとき</p> <p style="text-align: center;">第1次配備</p> <p style="text-align: center;">警戒体制</p>	<p>【本部等体制】</p> <p>○行政課長 ○行政課指定職員 ※他職員は連絡待機 ※行政課指定職員には行政課長から連絡</p>
<p>1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき</p> <p>2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事象が認められるとき</p> <p>3 新潟県の原子力災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>4 その他市長が必要と認めるとき</p> <p style="text-align: center;">第2次配備</p> <p style="text-align: center;">災害警戒本部・支部設置</p>	<p>【本部等体制】</p> <p>○全部長 ○全課長 ○全課長補佐 ○指定職員 ○指定消防職員 ※他職員は連絡待機 ※各部長には、行政課から連絡（課長以下、各班内で連絡）</p> <p>【支部等体制】</p> <p>○支部要員</p>
<p>1 発電所の事故により原災法第10条第1項に定める特定事象発生のお知らせがあったとき</p> <p>2 原災法第15条第1項に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき</p> <p>3 三条市内において空間放射線量率1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき</p> <p>4 新潟県の原子力災害対策本部が設置されたとき</p> <p>5 その他市長が必要と認めるとき</p> <p style="text-align: center;">第3次配備</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部・支部設置</p>	<p>【本部等体制】</p> <p>○理事者 ○全職員 ※理事者には総務部長から連絡 ※職員には各班内で連絡</p> <p>【支部等体制】</p> <p>○支部要員</p>

4 第1次配備（警戒体制）

(1) 配備場所

行政課執務室

(2) 設置の庁内周知及び連絡

警戒体制を配備しようとするとき、又は配備したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び課の非常招集連絡網等により行う。

(3) 警戒体制時の構成及び事務分掌

所属課等	主 な 任 務
行 政 課	1 事故状況の把握及び連絡に関すること。 2 関係機関等への連絡に関すること。 3 住民等からの照会に対する対応に関すること。

(4) 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア 行政課長が発電所の事故が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害警戒本部が設置されたとき。

5 第2次配備（災害警戒本部、災害警戒支部の設置）

(1) 災害警戒本部（支部）設置場所

災害警戒本部 三条庁舎2階大会議室

三条庁舎が地震等により被災し、損壊等により使用不能の場合は、栄庁舎に設置するものとする。

災害警戒支部 市内各地域の災害警戒支部に指定された施設

(2) 災害警戒本部（支部）設置の庁内周知及び連絡

災害警戒本部（支部）を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び各課の非常招集連絡網等により行う。

(3) 災害警戒本部（支部）を設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

ア 本部長は、災害警戒本部（支部）が設置された場合、又は廃止された場合は、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。

(ア) 県危機対策課

(イ) 県三条地域振興局

(ウ) 三条市防災会議委員

イ 本部長は、災害警戒本部（支部）が設置された場合、又は廃止された場合は、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(4) 災害警戒本部の組織、運営等

ア 本部長（総務部長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

本部長に事故あるとき代理は、次のとおりとする。

第一順位 建設部長

第二順位 福祉保健部長

イ 本部長（総務部長を除く部長、消防長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、班の指揮監督を行う。

ウ 連絡員（行政課職員等）

連絡員は、行政課長の命を受け、本部の事務に従事する。

(5) 本部会議

指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 災害警戒本部等の構成及び任務

災害警戒本部等の構成は「2 防災体制組織図」のとおりとする。またその任務は別表のとおりとする。

(7) 職員相互の協力及び応援要請

災害対応に人員が不足する課等は、同じ班に所属する他の課等から応援を受けるものとする。この場合において、同じ班に属する他の課等から応援を受けることができないときは、他の班から応援を受けるものとする。

(8) 災害警戒本部（支部）の廃止

次の場合は災害警戒本部（支部）を廃止する。

ア 本部長が、発電所の事故が終結し、対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部（支部）が設置されたとき。

6 第3次配備（災害対策本部、災害対策支部の設置）

(1) 災害対策本部（支部）設置場所

災害対策本部 三条庁舎 2階大会議室

三条庁舎が地震等により被災し、損壊等により使用不能の場合は、栄庁舎に設置するものとする。

災害警戒支部 市内各地域の災害警戒支部に指定された施設

(2) 災害対策本部（支部）設置の庁内周知及び連絡

災害対策本部（支部）を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び各課の非常招集連絡網等により行う。

(3) 災害対策本部（支部）を設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

ア 本部長は、災害対策本部（支部）が設置された場合、又は廃止された場合は、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。

（ア） 県危機対策課

（イ） 県三条地域振興局

（ウ） 三条市防災会議委員

イ 本部長は、災害対策本部が設置された場合、又は廃止された場合は、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(4) 災害対策本部の組織、運営等

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長及び教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副市長

第二順位 教育長

ウ 本部員（部長、消防長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、班の指揮監督を行う。

エ 連絡員（行政課職員等）

連絡員は、行政課長の命を受け、本部の事務に従事する。

(5) 本部会議

原子力災害に関する重要事項について、措置の決定、指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整等を行うため本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 災害対策本部等の構成及び任務

災害対策本部等の構成は「2 防災体制組織図」のとおりとする。またその任務は別表のとおりとする。

(7) 職員相互の協力及び応援要請

災害対応に人員が不足する課等は、同じ班に所属する他の課等から応援を受けるものとする。この場合において、同じ班に属する他の課等から応援を受けることができないときは、他の班から応援を受けるものとする。

また、市の組織の全体をもってしてもなお人員が不足すると判断されるときは、県及び応援協定締結市町村等他の市町村に職員の派遣を要請する。

(8) 災害対策本部の廃止

災害対策本部（支部）を廃止するときは、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。

別表

災害対策（警戒）本部及び災害対策（警戒）支部の構成及び任務

(1) 災害対策（警戒）本部

班	所属課等	主 な 任 務
総務班 ・班長 総務部長	行政課	1 災害対策(警戒)本部の庶務に関する事。 2 原子力発電所事故等の状況の把握及び連絡に関する事。 3 屋内退避指示・避難指示発令の周知徹底に関する事。 4 自衛隊の災害派遣要請、受入体制の準備に関する事。 5 班内及び各班の総合調整に関する事。 6 公用車の管理に関する事。 7 通信手段の確保・拡充に関する事。 8 損害賠償請求等に必要な資料の整理に関する事。
	人事課	1 他自治体職員の応援派遣要請及び受入れに関する事。 2 従事職員（応援要員を含む）の配置調整に関する事。
	財務課	1 住民からの相談等の受付及び処理に関する事。 2 支部・避難所からの要請等の受付及び処理（各班固有任務を除く。）に関する事。 3 災害対策経費の総括に関する事。 4 災害対策予算の編成に関する事。
	政策推進課	1 支部・避難所に対する災害関連情報の提供に関する事。 2 マスコミに対する災害関連情報の提供等に関する事。 3 市のホームページの更新に関する事。 4 写真等による災害情報の収集及び記録に関する事。 5 全市的な広報及び広報広聴全般に関する調整に関する事。
	情報管理課	1 情報通信機器の整備等に関する事。 2 市所有の情報システムの機能確保に関する事。 3 避難所避難者名簿等のデータ作成に関する事。
	税務課	1 被災者名簿の作成に関する事。 2 被災者に対する市税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 3 各種申請統一窓口の設置に関する事。
	収納課	1 班内の応援
	議会事務局	1 市議会との連絡調整に関する事。
	選挙管理委員会事務局	1 班内の応援
	市民班 ・班長 市民部長	市民窓口課
地域経営課		1 ボランティアセンターの支援等に関する事。
生涯学習課		1 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関する事。 2 班内の応援

	環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関すること。 2 汚染物質の除去に関すること。 3 汚染廃棄物の処理に関すること。
福 祉 班 ・ 班 長 福祉保健部長	福 祉 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 班内の総合調整に関すること。 2 避難所開設の指示及び管理の総括に関すること。 3 難病認定者、精神障がい者等の援護に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関すること。 5 生活保護世帯、身体障がい者等の援護に関すること。 6 被災者に対する福祉相談に関すること。 7 災害弔慰金等の支給に関すること。 8 災害援護資金その他の生業資金の貸付に関すること。 9 義援金の配分調整及び給付に関すること。 10 被災者生活再建支援金に関すること。 11 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること。 12 各種申請統一窓口の設置に関すること。 13 公営住宅入居者の安全確保に関すること。 14 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関すること。 15 応急仮設住宅建設に関すること。
	高 齢 介 護 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の援護に関すること。 2 被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免に関すること。
	健 康 づ くり 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健衛生用資機材の調達に関すること。 2 防疫用資機材及び防疫用・防護用薬剤の調達に関すること。 3 医師会との連絡調整及び協力要請並びに救急医療班への協力に関すること。 4 保健医療情報の収集に関すること。 5 保健衛生活動の実施に関すること。 6 被災者の入浴支援に関すること。 7 防疫の指導及び実施に関すること。 8 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること。 9 県の行うスクリーニングに対する協力に関すること 10 被災者に対する栄養指導に関すること。 11 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。 12 被災者の精神保健指導に関すること。 13 被災世帯訪問による相談・支援に関すること。 14 被災者に対する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関すること。 15 各種申請統一窓口の設置準備の総括に関すること。
	会 計 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金の受入れに関すること。 2 災害対応活動に関する会計事務に関すること。 3 被災者に対する納期限の延長に係る指定金融機関との調整に関すること。
	監 査 委 員 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 班内の応援
農 業 委 員 会 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 班内の応援 	

経 済 班 ・班長 経済部長	営業戦略室	1 風評被害等の影響の軽減に関する事。
	商 工 課	1 商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関する事。 2 商工業の被害状況調査に関する事。 3 被災中小企業に対する支援に関する事。 4 中小企業融資の確保に関する事。
	農 林 課	1 班内の総合調整に関する事。 2 農業用水の汚染についての情報収集及び対策に関する事。 3 農林水産業の被害状況調査及び応急対策の実施並びに被害状況の取りまとめに関する事。 4 農林水産物の出荷制限等に関する事 5 農林水産関係機関・団体との連絡調整に関する事。 6 被災農林水産業者等に対する支援に関する事。 7 米穀の調達に関する事。 8 農林漁業制度金融の斡旋指導に関する事。
建 設 班 ・班長 建設部長	建 設 課	1 班内の総合調整に関する事。 2 市道の確保に関する事。 3 建設業者との連絡調整に関する事。
	建 築 課	1 班内の応援
	上下水道課	1 飲料水の確保及び供給に関する事。 2 飲料水の水質管理に関する事。 3 汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止に関する事。 4 排水施設の管理及び運転に関する事。
教 育 班 ・班長 教育部長	教育総務課	1 班内の総合調整に関する事。 2 炊き出しの実施等による食料の調達及び供給に関する事。 3 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関する事。
	子育て支援課	1 保育実施の是非の決定に関する事。 2 児童の安全対策の実施に関する事。 3 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関する事。 4 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事。
	学校教育課	1 授業継続の是非に関する事。 2 児童・生徒の安全対策に関する事。 3 各校の単位PTA等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事。 4 応急教育の実施に関する事。 5 教科書及び学用品の供給に関する事。 6 三条市PTA連合会への協力要請及び連絡調整に関する事。
消 防 班 ・班長 消防長	消 防 本 部 消 防 署	1 救助・救急活動に関する事。 2 防災資機材の調達及び供給に関する事。 3 消防団の動員及び連絡調整に関する事。 4 新潟県広域消防相互応援協定に基づく消防応援隊の出動要請等に関する事。 5 緊急消防援助隊の出動要請に関する事。 6 火災、災害等速報要領に基づく関係機関への連絡に関する事。 7 搬送者名簿の作成に関する事。

(2) 災害対策（警戒）支部

担 当	主 な 任 務
支 部 長	1 支部の任務の総括に関する事。 2 災害対策(警戒)本部との連絡調整等に関する事。 3 施設職員への協力要請に関する事。
情報収集担当	1 緊急時モニタリングの実施に関する事。
広 報 担 当	1 広報車による周知広報活動に関する事。 2 自治会長への電話連絡・協力要請に関する事。
避 難 担 当	1 民生委員への電話連絡・協力要請に関する事。 2 災害時要援護者の避難対応に関する事。 3 避難所の開設に関する事。 4 災害対策本部からの各種情報の掲示に関する事。 5 避難者名簿の作成に関する事。 6 避難者等に対する援護に関する事。 7 物資、食糧又は資機材の受入れ・配布に関する事。
施設管理担当	1 使用施設の開錠に関する事。 2 施設使用に関する事。

7 他の地方公共団体等への応援要請

(1) 応援要請

市長は、応急対策を実施するに当たり、次に該当すると認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

〈応援要請の基準〉

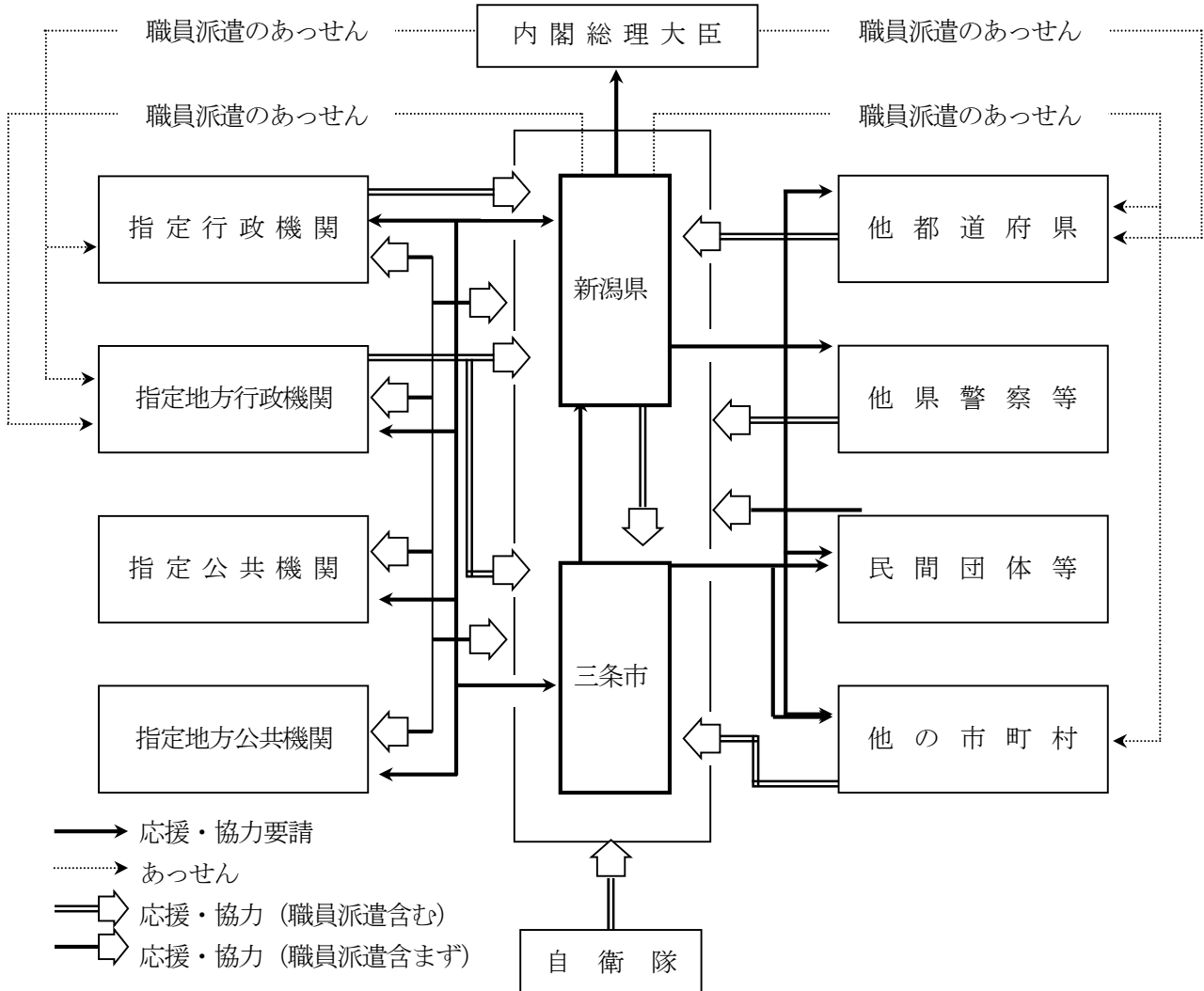
- ア 市の機能のすべてを動員しても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるとき。
- イ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められるとき。
- ウ その他市長が応援要請の必要があると認めたとき。

〈応援要請の種別〉

要 請 先	要 請 の 内 容	根 拠 法 令 等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
県 知 事	①指定地方行政機関職員の派遣のあつせん要請 ②他の地方公共団体職員の派遣のあつせん要請 ③応援の要求及び応急措置の実施要請 ④職員の派遣要請 ⑤自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項 災害対策基本法第 30 条第 2 項 災害対策基本法第 68 条第 1 項 地方自治法第 252 条の 17 災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項

他の市町村長等	①応援の要求 ②職員の派遣要請 ③災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17 消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定
---------	---	--

(2) 防災関係機関の相互応援フロー図



(3) 他の市町村に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、他の市町村の応援が必要と認められるときは、次の事項を明らかにし、応援を要請する。

〈応援要請事項〉

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を求める場所
- エ 応援を求める期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(4) 知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、次により応援（あつせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

ア 連絡先及び方法

危機対策課（災害対策本部が設置された場合は、連絡指令室）へ、口頭又は防災行政無線、電話、FAXで行うものとする。また、口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、後でFAX等で処理するものとする。

イ 応援要求事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

ウ 応急対策実施要請事項

- (ア) 応急対策の内容
- (イ) 応急対策の実施場所
- (ウ) その他応急対策の実施に関し必要な事項

(5) 指定地方行政機関に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにし、当該機関の職員の派遣を要請する。

（職員派遣要請事項）

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣に関し必要な事項

(6) 民間団体等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧を実施するため、必要があると認めるときは、民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

ア 協力要請事項

- (ア) 応援を必要とする作業内容
- (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

イ 応援協力を要請する主な民間団体等

- (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
- (イ) 医師会、薬剤師会等の職業別団体
- (ウ) その他、市に対しボランティア活動を申し入れた団体

8 自衛隊の派遣要請

(1) 派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し次の事項を明らかにして派遣の要請を要求するものとする。

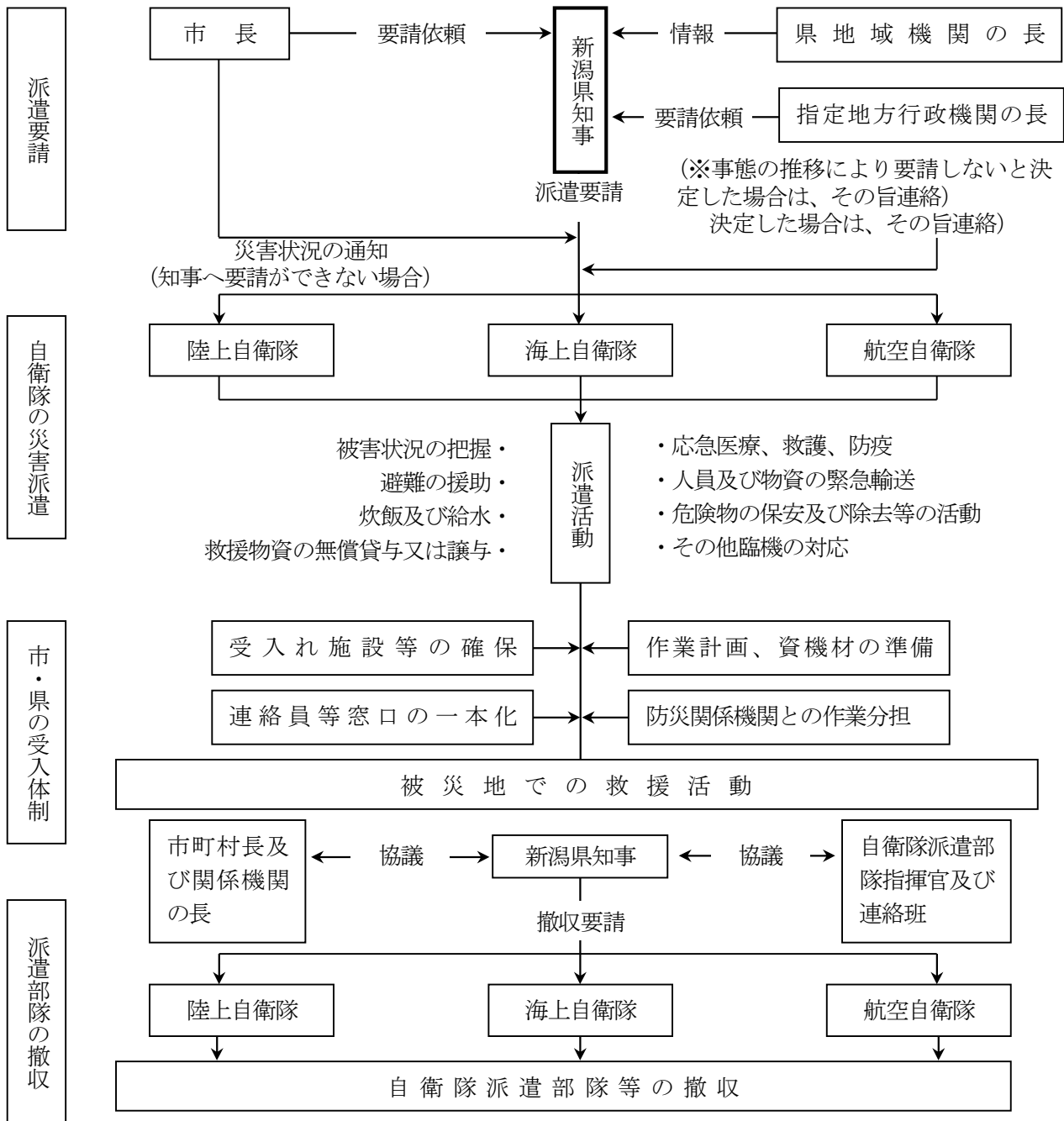
ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（現に実施中の応急対策の概要、宿泊施設等の受入体制の状況、部隊が派遣された場合の連絡責任者等など）

(2) 自衛隊の災害派遣フロー図

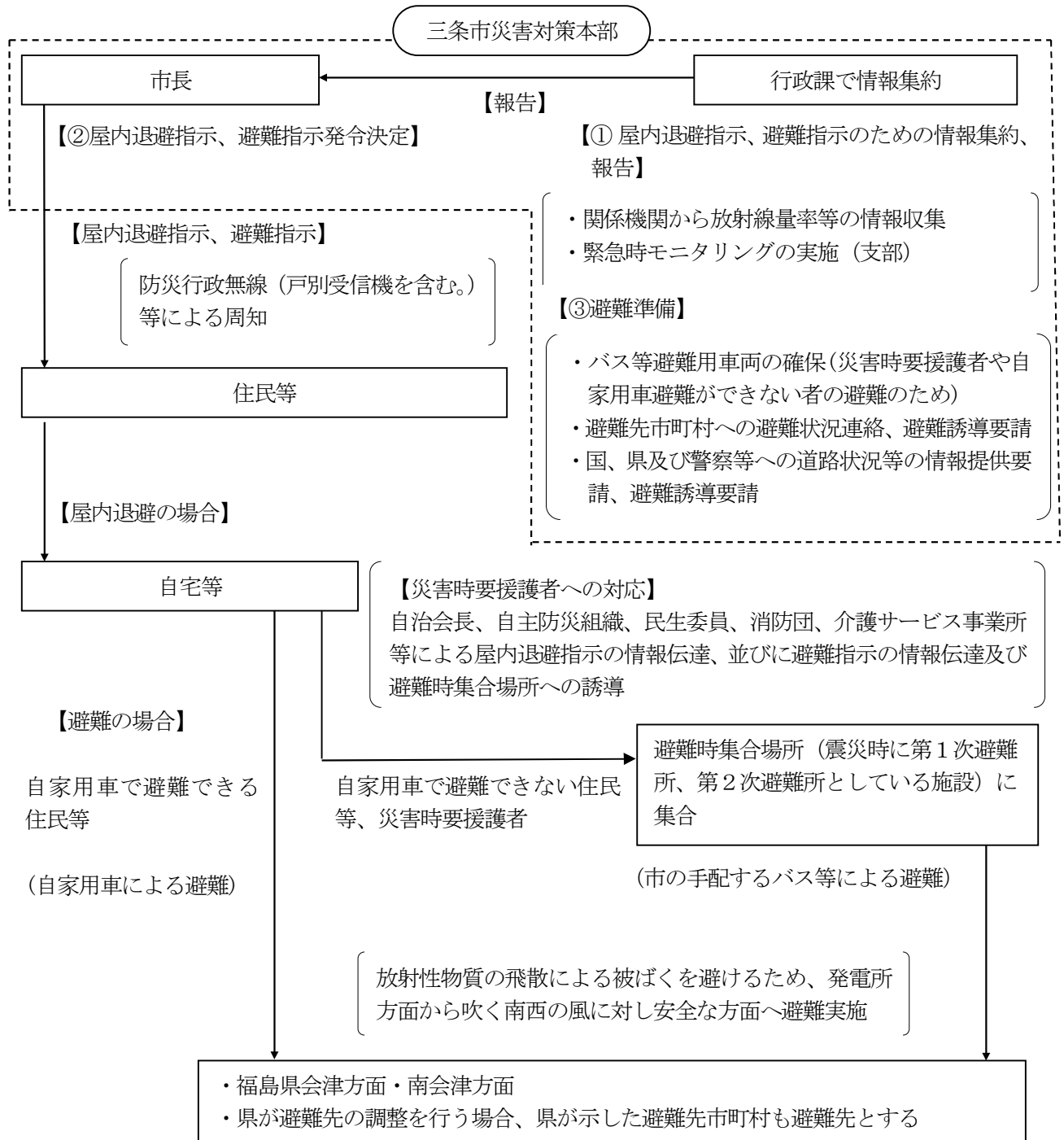


第3節 屋内退避、避難等の防護活動

1 方針

市は、緊急時において、住民等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避又は避難等の実施により住民等の安全確保を図るための措置を講ずる。

2 屋内退避、避難等の実施フロー図



3 屋内退避

(1) 屋内退避指示の発令基準

市長は、次のいずれかの基準に該当した場合は、市内全域の住民等に対して自宅等で屋内退避を行うよう、屋内退避指示を発令するものとする。

ア	原災法第15条第1項に規定する事象が発生したとき
イ	三条市内において1マイクロシーベルト/時を超える空間放射線量率を検出したとき
ウ	その他市長が必要と認めるとき

※原子力災害対策指針に規定する事象の例

- ・ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。
- ・ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。

(2) 屋内退避指示に係る情報伝達の実施

ア 防災行政無線放送、報道機関等による情報伝達

市は、防災行政無線放送（戸別受信機を含む）、燕三条FMラジオへの緊急割り込み放送及びホームページ等により、住民等に対し屋内退避指示の情報を伝達する。また、報道機関に対して、屋内退避指示を発令した旨を連絡するとともに、住民等への広報について協力を依頼するものとする。

イ メール配信による情報伝達

市は、三条市メール配信サービス、エリアメール及び緊急速報メールにより、住民等に対し屋内退避指示の情報を伝達するものとする。

ウ 災害時要援護者に対する情報伝達

自治会長、自主防災組織、民生委員、消防団、介護保険サービス事業所等は、担当する災害時要援護者へ屋内退避指示の情報を伝達するものとする。

(3) 住民等への指導事項

市は、屋内退避指示の情報を住民等へ伝達する際、次の指導事項を徹底するよう住民等へ呼び掛けるものとする。

- ア 自宅、職場、最寄りの公共施設等の建物内に退避すること
- イ 外から建物内に退避したときは顔や手足を洗い、うがいをすること
- ウ 窓、扉等すべての開口部を閉鎖すること
- エ すべての空調設備及び換気を停止すること
- オ 指示があるまで外出しないこと
- カ できる限り窓際を離れ、屋内の中央にとどまること
- キ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等により信頼できる情報源から正しい情報を得るよう努めるとともにデマ、風評に惑わされないよう努めること

(4) 緊急時モニタリングの実施

屋内退避の指示が発令された場合、市は、市内10箇所の災害対策支部において、放射線量計を用いて地上1mの空間放射線量率を測定する緊急時モニタリングを実施する。

市の放射線量率の測定は、空間放射線量率1マイクロシーベルト/時を下回ることが確認されるまでの

間は、定時的に行うものとする。

4 県内他市町村からの避難者の受入れ

市は、原子力災害が発生した場合の県内他市町村の避難者受入れについて、次のとおり対応する。

(1) 受入れの開始時期

原災法第15条第1項に規定する事象が発生し、PAZ内又はUPZ内市町村住民が避難を要する事態となり、県から該当市町村住民の受入れの要請を受けた場合

(2) 避難所の開設・運営

市は、震災時の第1次避難所及び第2次避難所を開設・運営する。また、必要に応じてその他避難所を開設・運営する。この場合、県が実施するスクリーニングに協力するものとする。

5 避難等

(1) 避難指示の発令基準

市長は、原子力災害対策指針が定める早期防護措置（OIL2）※に基づき、次のいずれかの基準に該当した場合は、避難先を示した上で、市内全域の住民等に対して、避難指示を発令する。

ア	市内において、20マイクロシーベルト/時（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）を超える放射線量率を検出した場合
イ	県設置モニタリングポストの分局又は見附局のうち、いずれかで25,000ナノグレイ/時（地上1mで計測した場合の空間放射線量率を20マイクロシーベルト/時とした場合のナノグレイ換算値）を超える放射線量率を検出した場合
ウ	その他市長が必要と認めた場合

※【参考】「OILと防護措置について」（「原子力災害対策指針」より）

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 マイクロシーベルト/時（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※3（皮膚から数cmでの検出器の計数率） β線：13,000 cpm※4【1ヶ月後の値】（皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 マイクロシーベルト/時（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2）			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロシーベルト/時※6（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
飲食物摂取制限※9	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300 ベクレル/kg	2,000 ベクレル/kg※8	
			放射性セシウム	200 ベクレル/kg	500 ベクレル/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 ベクレル/kg	10 ベクレル/kg	
			ウラン	20 ベクレル/kg	100 ベクレル/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 ベクレル/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 ベクレル/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(2) 避難指示に係る情報伝達等の実施

ア 防災行政無線放送、報道機関等による情報伝達

市は、防災行政無線放送（戸別受信機を含む）、燕三条FMラジオへの緊急割り込み放送及びホームページ等により、住民等に対し避難指示の情報を伝達する。また、報道機関に対して、避難指示を発令した旨を連絡するとともに、住民等への広報について協力を依頼する。

イ メール配信による情報伝達

市は、三条市メール配信サービス、エリアメール及び緊急速報メールにより、住民等に対し避難指示の情報を伝達する。

ウ 災害時要援護者に対する情報伝達及び避難誘導等

自治会長、自主防災組織、民生委員、消防団、介護保険サービス事業所等は、担当する災害時要援護者へ避難指示の情報を伝達するものとする。

また、自治会長、自主防災組織、消防団、介護保険サービス事業所等は、担当する災害時要援護者を最寄りの避難時集合場所（震災時の第1次避難所及び第2次避難所）まで誘導するものとする。

(3) 避難先

放射性物質の飛散による被ばくを避けるため、柏崎刈羽原子力発電所方面から吹く南西の風を避けて、福島県会津若松市、喜多方市、南会津町、只見町、下郷町及び檜枝岐村を避難先とする。県が避難先の調整を行う場合、県が示した避難先市町村も避難先とする。

なお、次のとおり福島県方面への避難を想定した避難経路をあらかじめ住民等に周知するものとする。

ア	国道289号線 → 国道290号線 → 国道49号線 → 福島県方面 (三条市) (三条市、加茂市、五泉市) (阿賀野市、阿賀町)
イ	国道289号線 → 国道290号線 → 国道252号線 → 福島県方面 (三条市) (三条市、長岡市、魚沼市) (魚沼市)
ウ	三条燕IC → 北陸自動車道 → 新潟中央JCT → 磐越道 → 福島県方面
エ	国道403号線 → 県道9号線 → 国道290号線 → 国道49号線 → 福島県方面 (三条市、加茂市) (加茂市) (加茂市、五泉市) (阿賀町、阿賀野市)
オ	国道403号線 → 県道41号線 → 国道49号線 → 福島県方面 (三条市、加茂市、田上町) (新潟市、五泉市) (阿賀野市、阿賀町)
カ	(八十里越が開通した場合のルート) 国道289号線 → 福島県方面 (三条市、福島県只見町経由)

※福島方面への主要ルートを示したもので、災害時の道路状況等により通行に支障がある場合も想定される。

(4) 避難方法

ア 避難のための交通手段

自家用車で避難できる住民等は、自家用車避難とする。また、交通渋滞を避けるため、自家用車の相乗りを推奨する。自家用車で避難できない住民等は、避難時集合場所（震災時の第1次避難所及び第2次避難所）へ参集の上、市が手配したバス等の避難用車両で避難する。

イ 避難用車両の確保

市は、バス事業者等に対し避難用車両の確保を要請する。また、避難用車両が不足する場合は、県を通じて、必要な避難用車両を確保する。

ウ 災害時要援護者の避難誘導及び避難等支援

災害時要援護者は、自治会、自主防災組織、民生委員、消防団、介護保険サービス事業所等が最寄りの避難時集合場所（震災時の第1次避難所及び第2次避難所）へ避難誘導し、市が手配したバス等の避難用車両で避難する。

エ 避難先市町村及び関係機関との協力

市は、避難先市町村に対して避難経路を伝え、避難状況等に関し連絡を取り合うとともに、必要に応じて避難先への誘導について協力を依頼する。また、国、県及び県警察等に対し、道路の状況や交通規制に関する情報提供、避難誘導について協力を依頼する。

6 災害時要援護者等の屋内退避・避難等支援

(1) 在宅の災害時要援護者への対応

在宅の災害時要援護者については、前述のとおり自治会、自主防災組織、民生委員、消防団、介護保険サービス事業所等による情報伝達や避難誘導により、屋内退避又は避難等を実施する。

(2) 病院等医療機関の対応

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難等の指示があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた屋内退避・避難計画に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、入院患者、外来患者、見舞客等を退避・避難又は他の医療機関へ転院させる。

(3) 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難等の指示があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた屋内退避・避難計画に基づき、職員の指示のもと、入所者又は利用者を退避又は避難させる。

(4) 学校等施設の対応

学校等施設は、幼児の在所（園）時、児童・生徒の在校時に原子力災害が発生し、屋内退避又は避難等の指示等が発令された場合は、あらかじめ定めた行動計画に基づき、児童等の保護者への引き渡し等について教職員が責任を持って対応する。

7 緊急被ばく医療

(1) 安定ヨウ素剤の配布

市は、原子力災害が発生し、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、県と連携し、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。ただし、時間的制約等により、医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手續

きによるものとする。

(2) 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

8 感染症流行下での防護措置

市は、新型コロナウイルスを含む感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

4 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

市は、放射性物質による飲料水の汚染状況調査を実施するとともに、県が行う飲料水、農林水産物の汚染状況調査に協力するものとする。

また、市は、これらの汚染状況調査をもとに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえて県が行う指導、助言、指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、飲食物の摂取制限、農林水産物の出荷制限等を実施するものとする。

第5節 緊急輸送活動

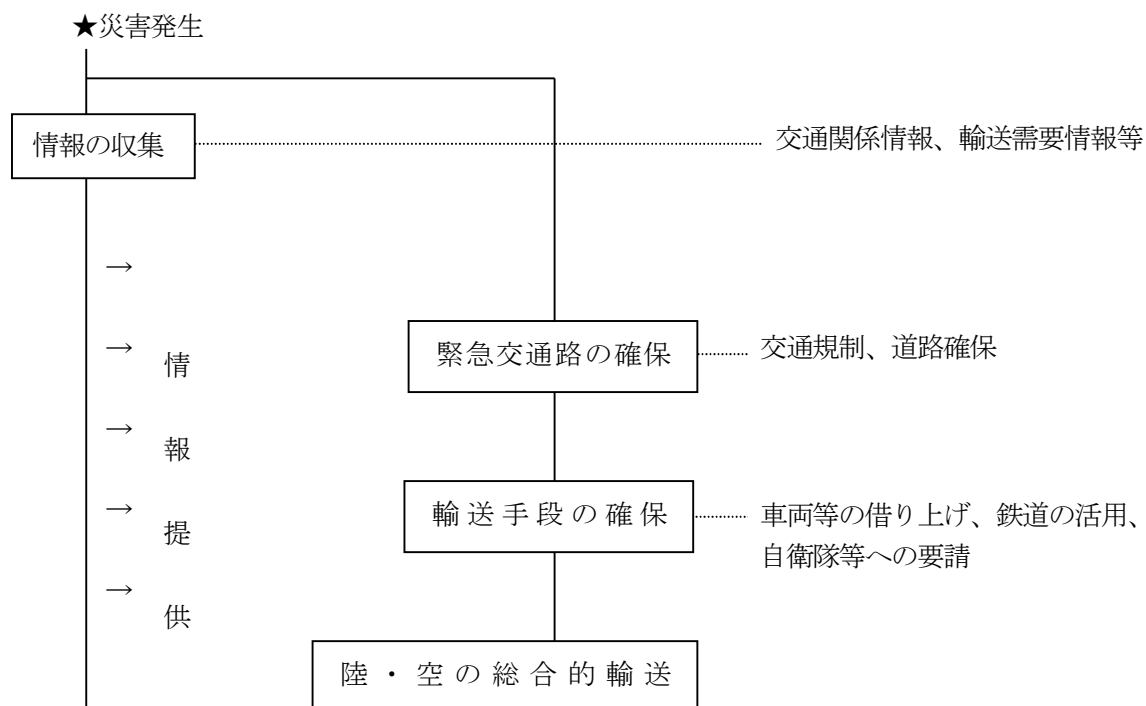
1 方針

原子力災害発生時の緊急輸送は、救助、救急、医療活動が必要な場合の迅速な展開の支援、避難活動等をその目的とする。

使用可能な交通手段が限られている場合、タイムリーかつ効率的な緊急輸送のためには、災害発生直後から各段階での輸送内容の緊急性及び重要度の優先順位を見極め、被災地での交通路の状況を把握した上で、最適な輸送手段を選択しなければならない。

そのためには、交通手段の連携、交通情報の収集・伝達、及び緊急輸送路確保のための交通規制などを組織的に行うものとする。

2 緊急輸送応急対策フロー図



3 交通関係情報の収集・伝達

市及び県警察本部（三条警察署）は、市内の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に、次の情報等を伝達するものとする。

- (1) 渋滞の情報
- (2) 交通路の確保、交通規制の実施に関する情報

4 緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施

県警察本部（三条警察署）は、直ちに緊急交通路の確保のため、次の措置を行う。

- ア 市内での交通規制
- イ 市内への車両の乗り入れ規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼び掛け等

(2) 輸送路及び輸送手段の決定

市、その他の防災関係機関は、物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ県警察本部（三条警察署）に輸送経路の交通規制等を依頼するものとする。

緊急輸送等に必要な車両等の確保は、おおむね次の順によるものとする。

- ア 防災関係機関の車両、航空機等
- イ 公共的団体の車両、航空機等
- ウ 営業用の車両、航空機等
- エ その他の自家用車両、航空機等

5 輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

- ア 第1段階（原子力災害発生直後の初動期～応急対策活動期）
 - (ア) 人命救助、救急活動に必要な輸送
 - (イ) 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
 - (ウ) 緊急時応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
 - (エ) 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
 - (オ) その他緊急時応急対策のために必要な輸送
- イ 第2段階（応急対策活動期）
 - (ア) 上記アの続行
 - (イ) 必要に応じて食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 第3段階（復旧活動期）
 - (ア) 上記イの続行
 - (イ) 除染活動等災害復旧活動に必要な人員、物資
 - (ウ) 生活用品

6 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のものとする。

- (1) 救助、救急、医療及び救護の活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者、避難者等
- (3) 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (4) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (5) その他緊急に輸送を必要とするもの

7 防災関係機関の輸送実施体制

(1) 市

市は、地域防災計画に基づき、車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にしておくほか、災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県（危機対策課、災害対策本部が設置された場合は連絡指令室）に調達のあつせんを要請するものとする。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量

- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

(2) 県

市から、輸送手段の確保について要請があった場合、又は県知事が必要と認めた場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(3) 自衛隊

市は、自衛隊による緊急輸送が必要な場合は、自衛隊に協力を要請するものとする。

(4) JR東日本、JR貨物

市は、災害発生に伴う人員、救援物資及び復旧資機材等の輸送で、鉄道を必要とするときは、JR東日本、JR貨物に協力を要請するものとする。

(5) 新潟交通観光バス(株)、越後交通(株)等

市は、災害発生に伴う人員の輸送で、バスを必要とするときは、新潟交通観光バス(株)、越後交通(株)、その他観光バス等保有業者に協力を要請するものとする。

(6) 三条市建設業協会

三条市建設業協会は、車両台数の実態把握をしておき、災害発生時に、人員、物資等の輸送の必要が生じたときは、市の要請に基づき貨物自動車等の供給に協力するものとする。

8 自動車による緊急輸送に必要な手続

(1) 緊急通行車両の確認

市等公共的団体からの申し出による緊急通行車両の確認は、三条警察署を通して県公安委員会（県警察本部交通規制課）が行う。申し出は、所定の様式によりその都度行う。確認した場合は、三条警察署が所定の標章及び証明書を交付する。

緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面の見やすい箇所に提示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。

第6節 住民等への的確な情報伝達活動

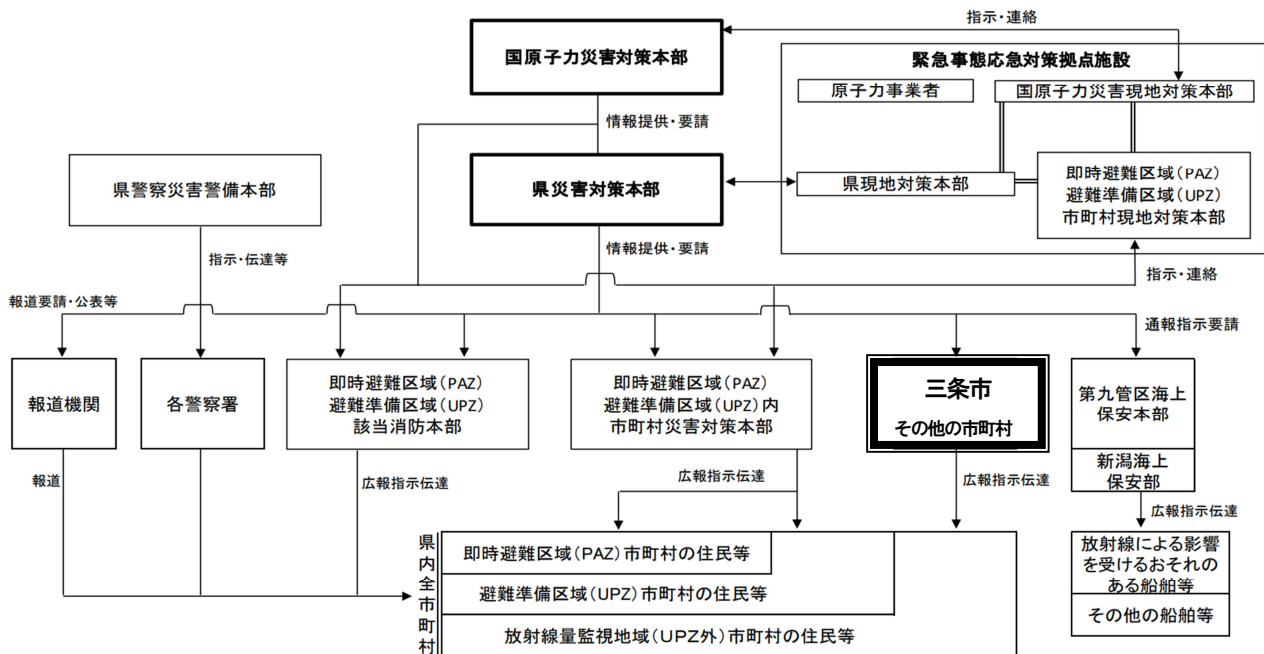
1 方針

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動の実施に努めるものとする。

また、市は、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

2 住民等への情報伝達体制

(「新潟県地域防災計画」による)



3 住民等への情報伝達活動に関する留意事項

(1) 原子力災害の特殊性に係る留意事項

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じることができないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつわかりやすく正確に行うものとする。

(2) 情報の一元化と定期的な情報伝達

市は、住民等への情報伝達にあたっては国、県、原子力事業者等と相互に連絡を取り合い、十分に情報の内容を確認し、情報の一元化を図ったうえで、情報の発信元を明確にして伝達するものとする。

(3) 伝達する情報内容

市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果）、農産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている対策に関する情報、交通規制等の情報を伝達するものとする。この場合あらかじめ準備しておく、わかりやすい例文を使用するものとする。

(4) 情報伝達手段

市は、情報伝達に当たって、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、メール配信サービス、広報紙、広報車等によるほか、テレビ、ラジオ、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民等のニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を伝達できるよう努めるものとする。

市は、これら利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとし、さらに情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

4 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するものとする。

第7節 自発的支援の受入れ等

1 方針

市は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申入れに対し適切に対応する。

2 ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアセンターの設置

市は、他市町村からの避難者のための避難所運営等に係るボランティア受入れのため、社会福祉協議会ほか関係団体と協議のうえ、災害ボランティアセンターを総合福祉センター（嵐南地区）に設置する。

(2) 災害対策本部と災害ボランティアセンターとの連絡調整

ア 市は、災害対策各支部でのボランティアニーズ受付、ボランティア要請の総合的な調整を行う。

イ 災害ボランティアセンターに派遣された職員は、災害ボランティアセンターの情報、要望等を災害対策本部に報告する。

ウ 市は、災害ボランティアセンターに災害対策本部からの情報提供等を行う。

3 義援金品の受入れ

市及び日本赤十字社新潟県支部は、次により義援金品を受け入れるものとする。

(1) 義援金

市	1 受入窓口 一般からの受入れ及び国又は地方公共団体から市長あての見舞金の受入窓口は、会計課とする。 2 現金の受入 (1) 一般から直接受領した義援金については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。 (2) 国又は地方公共団体からの見舞金は、一般会計の収入として入金する。 3 義援金の管理 (1) 一般からの義援金は、歳入歳出外の災害見舞金として管理する。 (2) 国又は地方公共団体からの市長あての見舞金は、一般会計として管理する。
日赤	1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般からの直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3 振込口座を設定する。

(2) 義援物資

市	1 受入・照会窓口 物資の受入及び照会窓口は、市民部市民窓口課とする。 2 集積場所、受入保管及び配分 (1) 救援物資の集積場所、受入れ及び配分は、三条市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編）に定める集積所の設置等に準ずる。 (2) 救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を記録する。
---	---

第8節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1 方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、発電所のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

2 市及び関係機関等の活動

市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、県、県警察と連携して、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(1) 原子力事業者等の活動

原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関等関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じて他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

- ・ 消火及び延焼の防止の措置
- ・ 立入制限区域の設定
- ・ モニタリングの実施
- ・ 核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- ・ 付近にいる者の避難
- ・ 放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置
- ・ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

(2) 県の活動

県は事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防機関及び県警察の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

(3) 市消防本部の活動

市消防本部は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

(4) 県警察の活動

事故の通報を受けた県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。